

持続化給付金申請サポート窓口の開設について

国が実施している「持続化給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、行政書士が電子申請の入力補助を行う「持続化給付金サポート窓口」を開設します。

感染拡大防止のため原則予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、坂戸市商工会（０４９－２８２－１３３１）にお問い合わせください。

期 間	７月６日（月） から ７月３１日（金） まで
開 設 日	毎週 月・水・金曜日 (７月２３日～３０日は申請サポートキャラバン隊をご利用いただけます。)
開設時間	９：００～１６：００（最終受付１５：３０）
会 場	坂戸市商工会２階会議室
申込方法	坂戸市商工会 ０４９－２８２－１３３１ までご連絡ください。

【給付の対象となる方】

- ①2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
- ②2020年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方

【申請必要書類】

- ☐ ①－１確定申告書第一表（１枚）…税務署の「収受印」が必要です。
※「収受印」が無い場合は、e-Taxの「受信確認」
又は「納税証明書（その２所得金額用）」をご用意ください。
- ☐ ①－２＜個人事業主＞所得税青色申告決算書（２枚）
- ☐ ①－２＜中小法人等＞法人事業概況説明書（２枚）
- ☐ ②2020年分の対象とする月の売上台帳等
※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。
- ☐ ③通帳の写し
※通帳のオモテ面と通帳を開いた１・２ページ目の両方をコピーしてください。
- ☐ ④＜個人事業主の方のみ＞本人確認書類
※運転免許証（運転経歴証明書）の両面をコピーなど
- ☐ ⑤「申請補助シート」
※スムーズな申請手続きのため、事前の作成をお願いします。
※持続化給付金ホームページから印刷いただくか、商工会までお問い合わせ下さい。

○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。

○申請の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

○国民全員に一律10万円を支給する「特別定額給付金」とは異なります（「特別定額給付金」については、お住いの市役所（町役場・村役場）にお問い合わせください）。